

岐阜県公報

第 六 百 六 十 五 号
令和 八 年 二 月 二 十 七 日
(金曜日)

目 次

規 則

○知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

(法務・情報公開課) 六七^{ページ}

○岐阜県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則

(同) 六八

○岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

(市町村課) 六八

告 示

○救急病院の認定

(医療整備課) 六九

○医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉課) 六九

○指定医療機関の廃止の届出

(同) 六九

○指定医療機関の名称の変更の届出

(同) 七〇

○介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 七〇

○指定介護機関の名称等の変更の届出

(同) 七一

○主要農作物の奨励品種に関する告示の一部改正

(農産園芸課) 七二

○都市計画下水道事業の変更認可(公共下水道)

(下水道課) 七二

公 示

○県営土地改良事業計画の変更

(農地整備課) 七三

○県営土地改良事業の換地処分

(同) 七三

○土地改良事業の工事の完了

(同) 七四

○令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

(建築指導課) 七四

規 則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第五号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則を廃止する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(昭和六十年岐阜県規則第三十五号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 知事の所管する条例等の規定に基づく岐阜県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成十八年岐阜県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

岐阜県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第六号

岐阜県公益認定等審議会規則の一部を改正する規則

岐阜県公益認定等審議会規則（平成二十年岐阜県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表各課（法務・情報公開課を除く。以下同じ。）の項に次の一号を加える。

3 各課の所掌事務に関連する事項を事務の目的とする公益信託（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号。以下「公益信託法」という。）第二条第一項第一号の公益信託をいう。以下同じ。）に係る公益信託法第二十八条第一項の規定による報告の徴収又は検査若しくは質問に関すること。

第二条の表法務・情報公開課の項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

3 法務・情報公開課の所掌事務に関連する事項を事務の目的とする公益信託に係る公益信託法第二十八条第一項の規定による報告の徴収又は検査若しくは質問に関すること。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県規則第七号

岐阜県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県住民基本台帳法施行細則（平成十四年岐阜県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式注第一号中、「健康保険の被保険者証」を削り、同様式中

☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 日本国旅券
☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他 () を

☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 日本国旅券
☐ その他 () に

改める。

別記第四号様式注第一号中、「健康保険の被保険者証」を削り、同様式中

☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 日本国旅券
☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他 () を

☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 日本国旅券
☐ その他 () に

改める。

別記第八号様式注第一号中、「健康保険の被保険者証」を削り、同様式中

☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 日本国旅券
☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他 () を

☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 日本国旅券
☐ その他 () に

改める。

別記第十一号様式注第一号中、「健康保険の被保険者証」を削り、同様式中

☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 日本国旅券
☐ 健康保険の被保険者証 ☐ その他 () を

☐ 個人番号カード ☐ 運転免許証 ☐ 日本国旅券
☐ その他 () に

改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第八十一号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を救急病院として認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

医 療 機 関 名	所 在 地	有 効 期 間
公立東濃中部医療センター	土岐市肥田町浅野一〇七八番二〇〇	自令和八・二・二一 至令和一一・二・二一

岐阜県告示第八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
関なのはな整形外科	関市上白金一〇六二	令和八・一・一
あさの内科	各務原市蘇原希望町四丁目三番地一	同
不破 医 院	不破郡垂井町宮代一六七四一	同
カワサキ歯科医院	不破郡垂井町表佐一〇八九一	同
V・drug 東濃中部医療センター前薬局	土岐市肥田町浅野一〇七八番二〇〇	令和八・二・一
たんば薬局 土岐店	土岐市肥田町浅野梅ノ木町一丁目五番	同
ハープ調剤薬局西可児店	可児市帷子新町二丁目九七番地フオレスト西可児一〇二号	同

岐阜県告示第八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
早川胃腸科外科クリニック	山県市岩佐七八三一一	令和七・一二・一五
あずま整形外科	関市上白金一〇六二	令和七・一二・三一
あさの内科	各務原市蘇原希望町四丁目三一一	同

不 破 医 院 不破郡垂井町宮代一六七四―一 同

カワサキ齒科医院 不破郡垂井町表佐二〇八九―一 同

岐阜県告示第八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

名 称 所 在 地 変 更 年 月 日

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指 定 年 月 日

郡 上 市 長 郡上市八幡町島谷二二八番地

訪問看護 郡上市市民病院

郡上市八幡町島谷二二六番地

令和七・一二・一

訪問リハビリテーション ショーン 同

同

同

同

居宅療養管理指導 同

同

同

同

介護予防訪問看護 ショーン 同

同

同

同

介護予防訪問リハビリテーション ショーン 同

同

同

同

介護予防居宅療養管理指導 同

同

同

同

新 ユニファーマシー

マツバラ薬局

旧 マツバラ薬局 土

土岐市土岐口南町四一七〇

令和八・一・一

岐阜県告示第八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

岐阜県告示第八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指

定介護機関からその名称等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	変更年月日
株式会社ウィーズ	新 大阪府茨木市西駅 前町十三番二五号	居宅療養 管理指導	きたがた調剤薬局	本巣郡北方町北方字地 下前五八二―一四	令和七・六・一
同	旧 埼玉県北葛飾郡松 伏町築比地七九五 番地一	介護予防 管理指導	同	同	同
株式会社ウィーズ	新 大阪府茨木市西駅 前町十三番二五号	居宅療養 管理指導	柏川調剤薬局	揖斐郡揖斐川町黒田四 四二	令和七・九・三〇
同	旧 埼玉県北葛飾郡松 伏町築比地七九五 番地一	介護予防 管理指導	同	同	同
株式会社ウィーズ	新 大阪府茨木市西駅 前町十三番二五号	居宅療養 管理指導	ごうど調剤薬局	安八郡神戸町神戸一六 七	令和七・九・三〇
同	旧 埼玉県北葛飾郡松 伏町築比地七九五 番地一	介護予防 管理指導	同	同	同

岐阜県告示第八十七号

主要農作物の奨励品種に関する告示（平成三十年岐阜県告示第二百十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一の表平坦地帯の部うるちの項中「あさひの夢」及び「あきさかり及び」を削り、「ほしじるし」の下に「清流のめぐみ及びにじのきらめき」を加え、同表中山間地帯の部うるちの項中「及びひとめぼれ」を「ひとめぼれ、清流のめぐみ及びにじのきらめき」に改め、同部に次のように加える。

酒米 酔むすび

一の表山間高冷地帯の部うるちの項中「はなの舞い」を削り、「及びひとめぼれ」を「ひとめぼれ及び清流のめぐみ」に改める。

岐阜県告示第八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

岐阜南町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 岐阜南町公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十一月二十一日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第八十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により岐阜都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

笠松町

二 都市計画事業の種類及び名称

岐阜都市計画下水道事業 笠松町公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十三年十二月二十三日から

令和十三年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第九十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 禎 英

一 施行者の名称

坂祝町

二 都市計画事業の種類及び名称

三 美濃加茂都市計画下水道事業 坂祝町公共下水道事業施行期間 昭和六十三年十二月二十三日から 令和十三年三月三十一日まで 四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。	岐阜県告示第九十一号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により美濃加茂都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。 令和八年二月二十七日 岐阜県知事 江 崎 禎 英	一 施行者の名称 川辺町 二 都市計画事業の種類及び名称 美濃加茂都市計画下水道事業 川辺町公共下水道事業施行期間 平成三年十二月十日から 令和十三年三月三十一日まで 四 事業地 事業地を表示する図面において表示する。	公 示 ○県営土地改良事業計画の変更 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号。以下「法」という。）第八十八条第一
項の規定により、次の県営土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する法第八十七条第五項の規定により公示し、当該変更後の土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。 なお、この土地改良事業計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岐阜県知事に対して審査請求をすることができる。 また、右記の審査請求のほか、この土地改良事業計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して六か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県知事となる。）、土地改良事業計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。 令和八年二月二十七日 岐阜県知事 江 崎 禎 英	一 縦覧に供する土地改良事業計画の事業名及び地区名 事業名 県営中山間地域総合整備事業（農業用排水施設整備・暗渠排水） 地区名 瑞浪中部地区 二 縦覧場所 岐阜県公式ウェブサイト（農地整備課） 三 縦覧期間 令和八年二月二十七日から 令和八年三月十九日まで	○県営土地改良事業の換地処分 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業中野方地区の換地処分を令和八年二月十二日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。 令和八年二月二十七日 岐阜県知事 江 崎 禎 英	

○県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営土地改良事業下野地区の換地処分を令和八年二月十二日にしたので、同法第八十九
条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

○土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九
十五号）第百十三条の三第三項の規定により公示する。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
中山間地域総合整備事業 （農道整備）	高山南地区	令和七・五・三〇

○令和八年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和八年二級建築
士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則（昭
和二十五年岐阜県規則第五十七号）第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜
県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

令和八年二月二十七日

岐阜県知事 江 崎 楨 英

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

令和八年七月五日（日）午前十時十五分から午後五時二十分まで

設計製図の試験

令和八年九月十三日（日）午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

令和八年七月二十六日（日）午前十時十五分から午後五時二十分まで

設計製図の試験

令和八年十月十一日（日）午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 二級建築士試験

学科の試験

各務原市テクノプラザ一・二 テクノプラザものづくり支援センター 第一別

館

設計製図の試験

各務原市テクノプラザ一・二 テクノプラザものづくり支援センター 第一別

館

2 木造建築士試験

学科の試験

各務原市テクノプラザ一・二 テクノプラザものづくり支援センター 第一別

館

設計製図の試験

各務原市テクノプラザ一・二 テクノプラザものづくり支援センター 第一別

館

三 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

令和八年四月一日（水）から同月十四日（火）まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>) において、必要な事項を入力して申し込んでください。

2 インターネット以外による受験申込み

インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合には、別途受付方法の案内がありますので、令和八年四月七日（火）までに公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話番号〇五〇―三六四五―八四二二）までお問い合わせください。

四 学科試験の免除

令和四年以降に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者のうち、合格年から令和七年までの設計製図の試験の受験回数が二回以内の者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

令和八年十二月三日（木）の予定

なお、学科の試験の結果については、令和八年八月二十四日（月）に発表の予定
その他

1 設計製図の試験の課題は、二級建築士試験にあつては令和八年六月二十四日（水）頃から、木造建築士試験にあつては同年七月八日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<https://www.jaetc.or.jp/>) において公表します。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部（電話番号〇五〇―三六四五―八四二二）にご連絡ください。

3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（電話番号〇五二―二六―一六八一六）又は公益社団法人岐阜県建築士会（電話番号〇五八―二二五―九三六一）にお問い合わせください。

令和八年二月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ぶりとびあ十三丁一
岐阜文芸社